令和８年度アスベスト対策研修会　質問回答

<table>
<tr><th>No.</th><th>項目</th><th>質問</th><th>回答</th><th>問合せ先</th></tr>
<tr><td>1</td><td>その他</td><td>解体工事等の発注者は元請業者（施工業者）に対し、施工方法、工期、工事費等について配慮する義務があるが、その義務を認識していただけないことがある。
この配慮義務について、発注者に対し周知に活用できそうなチラシやパンフレットはありますか。</td><td>石綿総合情報ポータルサイトにて、発注者の施工業者への配慮義務について記載されたリーフレットが掲載されています。
・石綿総合情報ポータルサイト　リンク・資料掲載URL
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/material/
・リーフレット
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/orderer-r6.pdf
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/leaflet-customer.pdf
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/reform-customer.pdf

また、同サイト内には解体・改修工事における発注者の施工業者への配慮義務についてまとめているページもありますので、併せてご参照ください。
・石綿総合情報ポータルサイト　発注者・施主用ページURL
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/customer/</td><td>神奈川労働局労働基準部健康課

神奈川県環境課大気・交通環境グループ</td></tr>
<tr><td>2</td><td>その他</td><td>アスベスト含有建材の具体的な事例を教えてください。</td><td>目で見るアスベスト建材（国土交通省）や建築物石綿含有建材調査者講習標準テキスト（厚生労働省）等の資料に詳しくまとめられていますので、ご覧ください。

・参考URL 「目で見るアスベスト建材」の第二版の作成について
https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html

・参考URL 石綿総合情報ポータルサイト（建築物石綿含有建材調査者講習標準テキストを掲載）
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/material/</td><td>神奈川労働局労働基準部健康課

神奈川県環境課大気・交通環境グループ</td></tr>
<tr><td>3</td><td>事前調査</td><td>解体等工事を行う際の石綿事前調査が必要な状況、調査の範囲等を教えてください。</td><td>石綿事前調査は、建築物等の解体等工事の際に行う義務があり、建築物等の解体工事のほか、改修等工事も対象となります。
なお、目視調査の段階で当該建築物等の構造上確認することができない箇所があった場合には、解体等工事に着手後、目視が可能となった時点で調査を行うことが必要となりますのでご留意ください。
表　事前調査の対象<table><tr><th>法令</th><th>大気汚染防止法</th><th>石綿障害予防規則</th></tr><tr><td>解体等工事の対 象</td><td>建築物、工作物</td><td>建築物、工作物、
船舶（鋼製の船舶に限る）</td></tr></table>石綿事前調査の範囲につきましては、工事を行う部分全てになります。
ただし、以下に記載の作業等は、建築物等の解体等工事に該当しないため、石綿事前調査を行う必要はありません。詳細は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省・環境省）」をご確認いただくか、所管の窓口へお問い合わせをお願いします。
＜事前調査が不要な作業（例）＞
・除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に 取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
・既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業</td><td>神奈川労働局労働基準部健康課

神奈川県環境課大気・交通環境グループ</td></tr>
<tr><td>4</td><td>事前調査</td><td>石綿事前調査の資格者について教えてください。</td><td>講義２（石綿による健康被害防止対策について）と講義３（建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策について）の内容のとおりです。</td><td>神奈川労働局労働基準部健康課

神奈川県環境課大気・交通環境グループ</td></tr>
<tr><td>5</td><td>事前調査～
産廃</td><td>建物の改修等工事における石綿建材の調査・報告・アスベスト処理方法について教えてください。</td><td>講義２（石綿による健康被害防止対策について）、講義３（建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策について）、講義４（建設資材の分別解体等の適正実施について）、講義５（アスベスト廃棄物の適正な処理について）及び講義６（既存建築物におけるアスベスト対策について）の各講義の内容のとおりです。</td><td>神奈川労働局労働基準部健康課

神奈川県環境課大気・交通環境グループ

神奈川県技術管理課建設リサイクルグループ

神奈川県資源循環推進課指導グループ

神奈川県建築安全課建築安全グループ</td></tr>
<tr><td>6</td><td>解体工事</td><td>アスベスト含有建材が使用されている建物における解体工事では、どのような手順で工事を進めればよいのか教えてください。</td><td>アスベスト含有建材が使用されている建物の解体工事の際には、解体作業前にアスベスト含有建材を除去する必要があります。大気汚染防止法に基づくアスベスト含有建材の除去の主な手順（石綿含有吹付け材の場合）は、下表のとおりです。
なお、自治体によっては、条例等で独自の対応を義務化している場合がありますので、実際に工事を行う際には所管の窓口へお問い合わせをお願いします。
例）　大気汚染防止法に基づく石綿含有吹付け材除去の主な手順※<table><tr><th>No.</th><th>内容</th></tr><tr><td>1</td><td>事前調査</td></tr><tr><td>2</td><td>事前調査結果の報告</td></tr><tr><td>3</td><td>事前調査結果の備え付け</td></tr><tr><td>4</td><td>作業計画の作成</td></tr><tr><td>5</td><td>法令に基づく届出</td></tr><tr><td>6</td><td>事前調査結果の掲示</td></tr></table><table><tr><th>No.</th><th>内容</th></tr><tr><td>7</td><td>作業実施の掲示</td></tr><tr><td>8</td><td>隔離</td></tr><tr><td>9</td><td>セキュリティゾーンの設置</td></tr><tr><td>10</td><td>負圧の確保、集じん・排気装置の設置</td></tr><tr><td>11</td><td>機器による漏洩の確認</td></tr><tr><td>12</td><td>負圧の確認</td></tr></table><table><tr><th>No.</th><th>内容</th></tr><tr><td>16</td><td>粉じん飛散防止処理</td></tr><tr><td>17</td><td>隔離解除のための粉じん飛散状況の確認</td></tr><tr><td>18</td><td>事前調査結果、作業内容の記録・保管</td></tr></table>※建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省・環境省）より抜粋</td><td>神奈川県環境課大気・交通環境グループ</td></tr>
<tr><td>7</td><td>産廃</td><td>アスベストの適正な廃棄方法について教えてください。</td><td>廃棄物の種類によって廃棄方法が異なりますので、まずは当該廃棄物が廃石綿等、石綿含有産業廃棄物、石綿含有一般廃棄物のいずれに該当するかご確認ください。
その上で、一般廃棄物の場合は管轄の市町村へお問合せいただき、産業廃棄物の場合は（特別管理）産業廃棄物の処理基準に従い排出事業者が自ら処分するか、産業廃棄物処理業者等に委託処理してください。
なお、廃棄物の分類や具体な処理方法については、講義５資料や環境省の『石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）』をご確認の上、個別具体のご相談については所管部署へお問合せください。</td><td>神奈川県資源循環推進課指導グループ</td></tr>
<tr><td>8</td><td>産廃</td><td>シール材や防水用パッキンなどゴム製品のようなレベル3建材が含まれる工作物や絶縁油を使用している変圧器等において、石綿含有建材が固定されている場合等、分別することが難しいことがある。
そのような場合、細かく分解して石綿含有部分を取り出したりする等の対応が必要なのか等の詳しい処分方法を教えてください。</td><td>石綿含有建材を分別することが困難である場合、石綿含有廃棄物とその他の廃棄物の混合物として、適正処理が可能な処理業者へ委託してください。
個別具体のご相談については、所管窓口までお問い合わせください。</td><td>神奈川県資源循環推進課指導グループ</td></tr>
<tr><td>9</td><td>産廃</td><td>変圧器等の製造元のメーカーから石綿の不含有証明書がもらえない場合はどのようにその製品・建材を処分すればよいか教えてください。</td><td>石綿の不含有証明書については、法定書類ではないため、基本的には委託する処理業者にご相談ください。
一般的に、メーカーからの証明書のほか、専門業者による分析結果報告書や解体等工事における有資格者による石綿事前調査にて、石綿含有なしと判断された場合について石綿非含有の産業廃棄物として取扱うことが可能です。
不含有の証明が困難な場合、石綿含有産業廃棄物とみなして委託する方法もあります。</td><td>神奈川県資源循環推進課指導グループ

神奈川県環境課大気・交通環境グループ</td></tr>
<tr><td>10</td><td>既存建物
の対策</td><td>既存建物のアスベスト対策の方法について教えてください。</td><td>講義６（既存建築物におけるアスベスト対策について）の内容のとおりです。</td><td>神奈川県建築安全課建築安全グループ</td></tr>
</table>